主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人辻中栄太郎の上告理由について。

本件において原審が民法六二一条を適用し、借家法一条ノ二の適用について考慮 しなかつたのは相当であり、原判決になんら所論の違法はない。 論旨は、独自の見 解であつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

郷	小	根	関	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
雄	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官